



第3章 地域別構想

3-1 地域別構想の役割と地域区分

(1) 地域別構想の役割

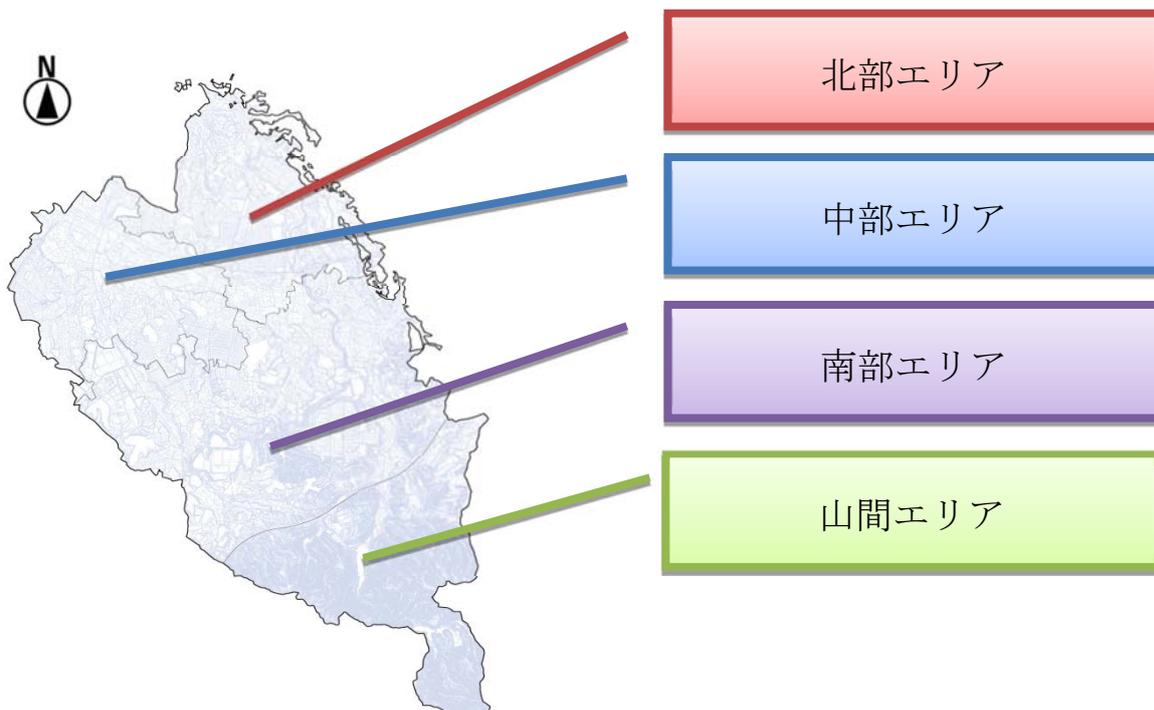
地域別構想は、全体構想における「都市づくり」をより具体的に進めるために、地域における様々な課題や取り組みを示すものです。

この地域別構想では、日常生活空間である地域に視点を置き、地域ごとの課題や取り組みに応じて、各地域の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けた「都市づくりの方針」を明確にしていくもので、下記のような役割を担います。

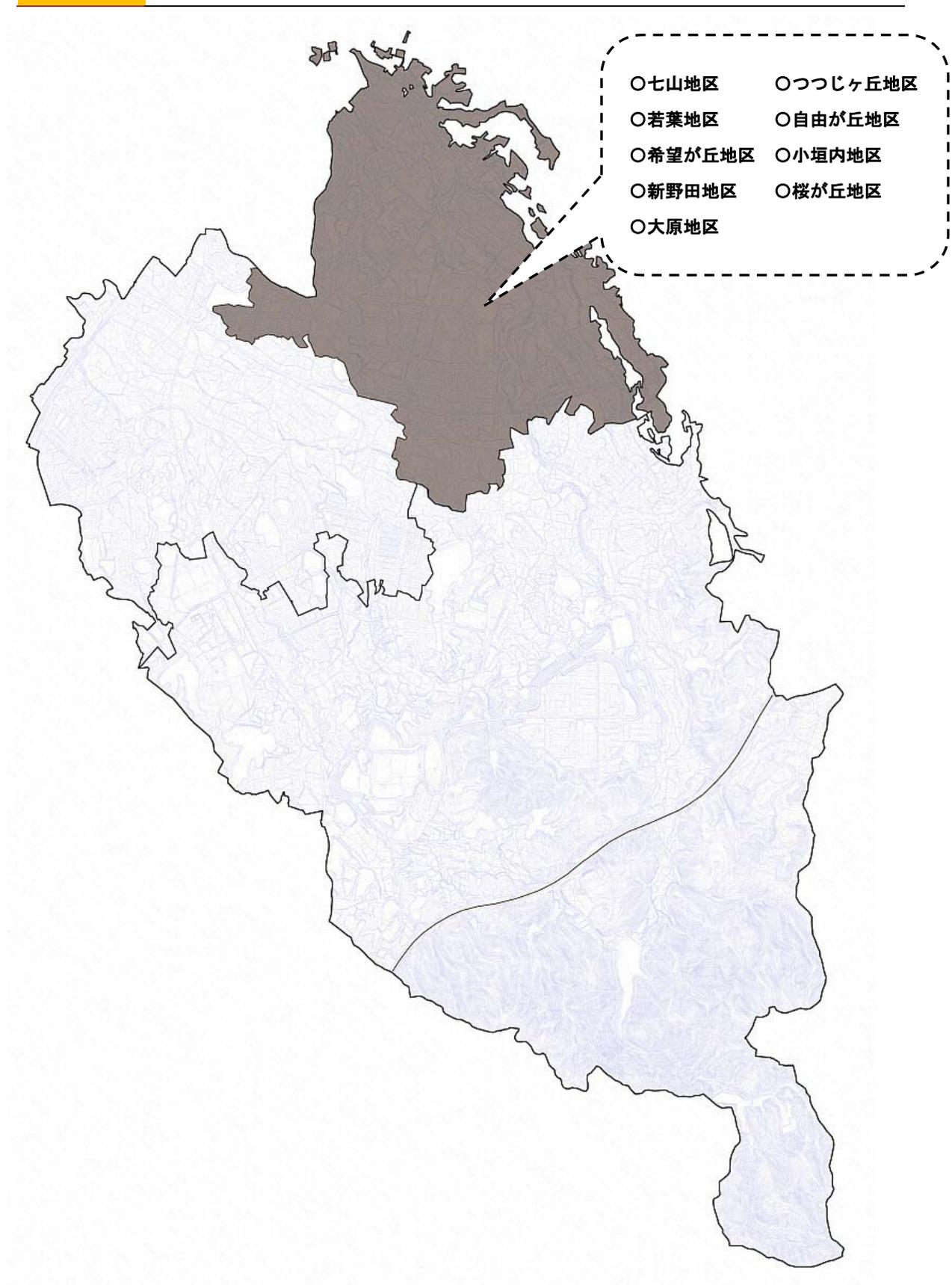
- ① 町全体の都市づくりと、住んでいる地域との関わりを、より明確にわかりやすくします。
- ② 地域住民と行政が協働して、都市づくりを進めるための目標を共有します。

(2) 地域区分

地域別構想の地域区分については、全体構想を受けて、土地利用の状況、生活圏としてのまとまり、各地区の状況の類似性、各中学校区などを考慮し次のように区分します。



3-2 北部エリア



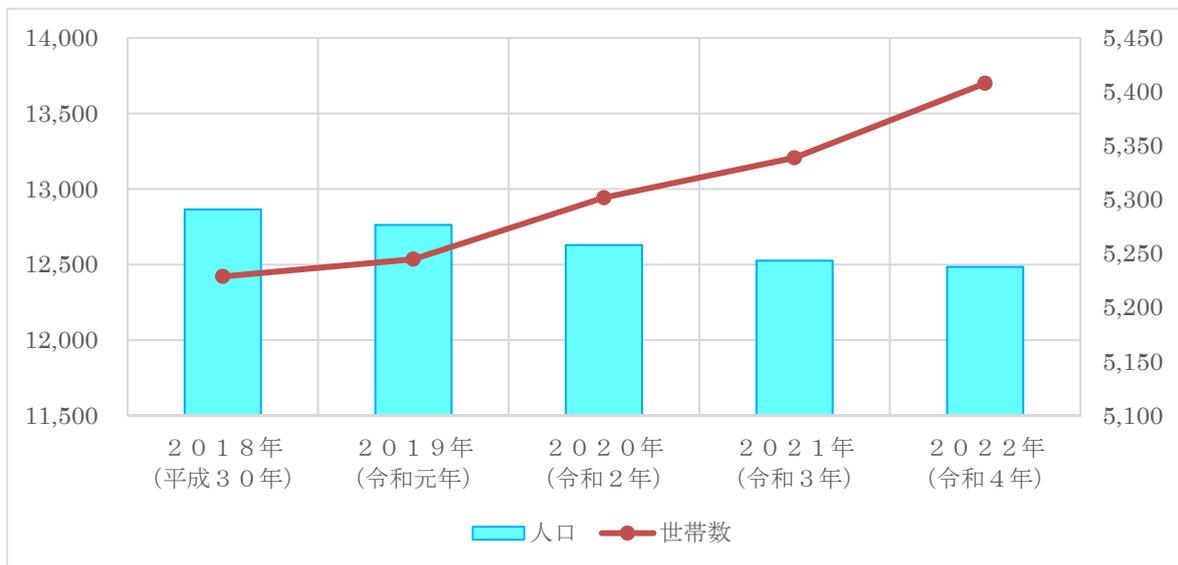
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 北部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	12,865	12,763	12,629	12,526	12,485
世帯数	5,229	5,245	5,302	5,339	5,408

■ (図) 北部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- 旧市街地と戸建住宅を中心とする住宅開発が混在し、住宅地が広がっています。
- 市街化調整区域には、まとまった田園地域が広がっており、市街化区域内にも一部農地が残っています。
- 樹林地等が残っています。
- 関西医療大学が立地しています。

3) 都市基盤施設等

- (都) 泉州山手線については、大阪府都市整備中期計画において、貝塚市域の「名越工区」と岸和田市域の「山直工区」が事業予定箇所として位置付けられており、熊取町域の早期事業着手に向けた要望活動を実施しています。
また、国道170号については、(都) 大阪岸和田南海線が未整備であるのと暫定2車線での供用であるため、交通渋滞が発生しています。
- 歩道や植栽帯等を有する道路は少なく、旧市街地内には、狭あい道路がみられます。
- 下水道事業の整備とともに、河川の水質も改善されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■主要な公共公益施設及び地域資源等

		施設等
公園	・都市公園（近隣公園）	1箇所（中央公園）
	・都市公園（街区公園）	39箇所
	・その他の公園等	4箇所（七山ちびっこ、七山ふれあい、五基原ちびっこ、小垣内ちびっこ）
主要な公共公益施設	・教育施設（町立）	2箇所（北小学校、熊取北中学校）
	・教育施設（私立）	1箇所（関西医療大学）
	・行政、文化施設等	1箇所（図書館）
	・社会福祉施設	12箇所〔老人憩の家9箇所、認可保育所2箇所（公立1、民間1）、学童保育所1箇所〕
	・供給処理施設	1箇所（受水・配水場）
	・町営住宅	1箇所（大原住宅）
	・その他の施設	1箇所（汚水処理場跡地）
地域資源等	・河川	見出川
	・町有ため池	18箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、熊取図書館や中央公園が整備されています。今後も、学習機会や活動の場の提供、また、多様化するニーズに対応した各種施設の適切な維持管理や改修が必要となります。

②都市基盤・住環境の課題

昭和40年代後半から急激に大都市近郊住宅都市として変貌してきた本町の中で、特に市街化が進行してきた地域であり、良好な住環境が形成されています。また、北東部には、農業振興地域と連たんする農地が位置し、農業を中心とした旧来からの集落と地場産業施設が点在しており、古き良き地域性と新たなコミュニティとの融合が求められています。

今後も、このような地域の特性を活かしながら、良好な住環境の保全・形成する必要があります。

③土地利用の課題

宅地開発の進行などにより、市街化区域内農地は虫食い状に残されており、道路に接することができない農地が増加することが懸念されます。このことから、保全すべき農地と宅地化を促進すべき農地の区分の明確化を図り、都市基盤施設の整った市街地形成のための方策検討が必要となっています。

2) 地域整備の目標

本地域内は、安全・安心や健康増進などさまざまなまちづくりを、その主役となる住民が協働して進めていくことをめざします。

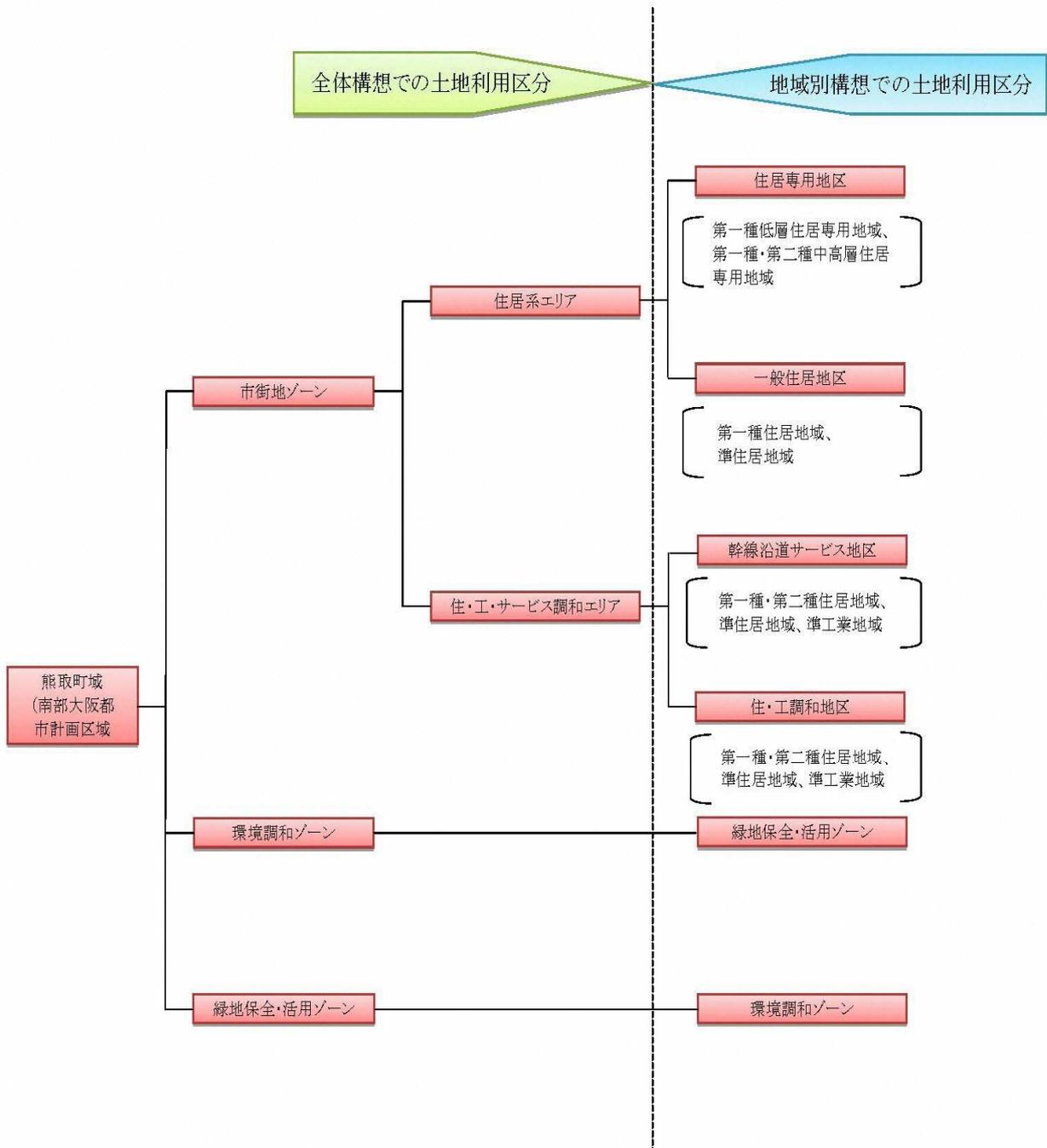
また、今後も良好な住環境を形成していくため、ため池、河川、主要な公共施設などを活用して、様々なみどりの創出を図り、うるおい豊かで人と人とがつながりあえる地域コミュニティが形成された市街地をめざします。

(3) 地域整備の方針

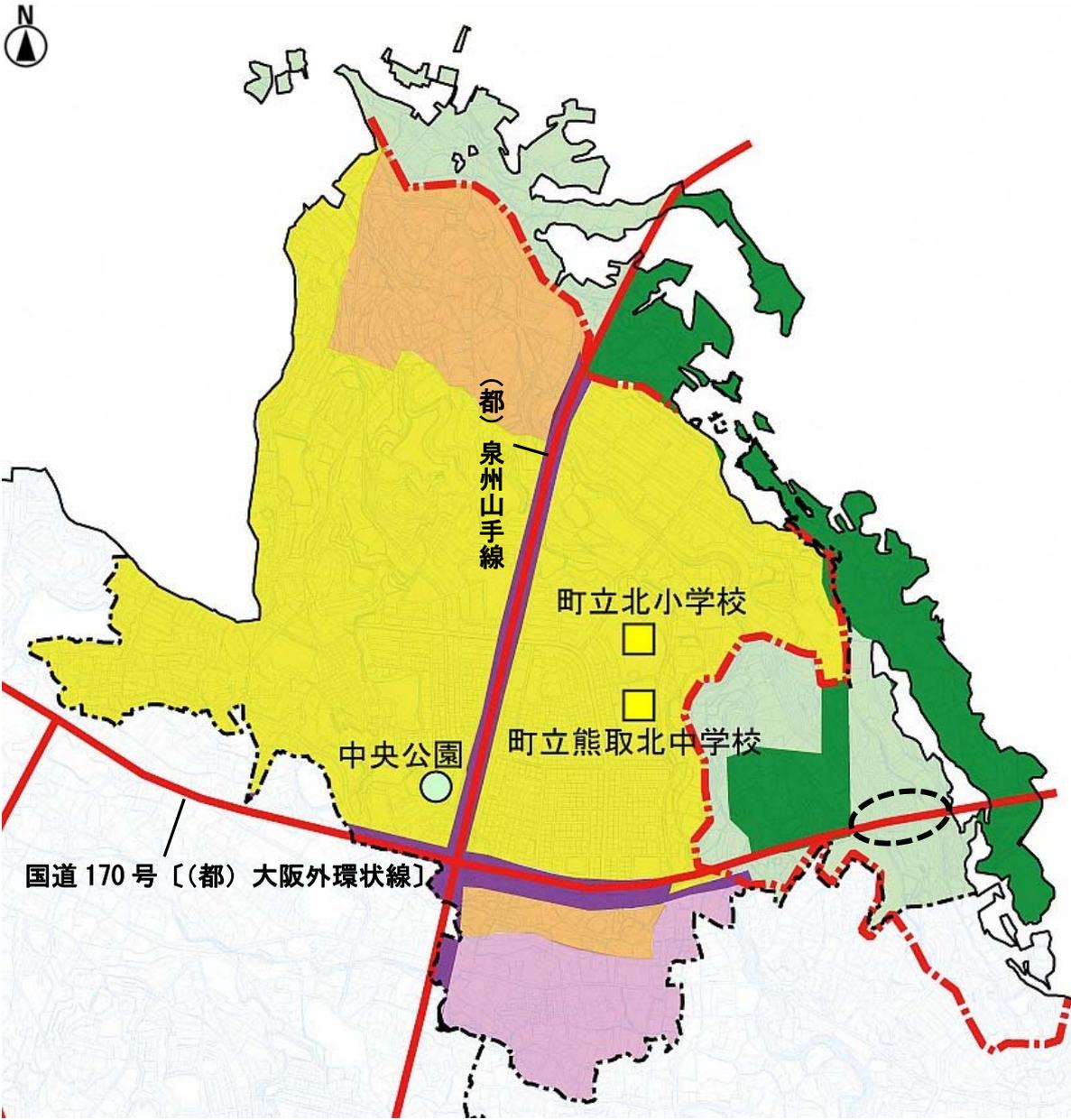
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

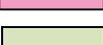
■北部エリアの土地利用区分



■北部エリアの土地利用計画図



凡 例

	住居専用地区		小・中学校
	一般住居地区		近隣公園
	幹線沿道サービス地区		
	住・工調和地区		
	環境調和ゾーン		
	緑地保全・活用ゾーン		
	土地利用を検討する区域		

■北部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・旧市街地及びその周辺に位置づけ、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用を促進します。
幹線沿道サービス地区	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕、(都)泉州山手線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通便利の良さを活かした土地利用を促進します。 また、国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿いについては、非住宅系（流通業務施設、大規模集客施設）用途での地区計画について策定の検討を行います。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・地域北部の市街化調整区域に位置づける地区では、無秩序な市街地の連担を抑制するため、農地などの保全に努めます。 ・国道170号〔(都)大阪外環状線〕の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
緑地保全・活用ゾーン	・農業振興地域内における農用地区域であり、ほ場整備や農業活性化に必要な諸施設の整備を促進し、優良農地の保全と活用を図ります。
土地利用を検討する区域	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。
- 広域幹線道路である（都）泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会による要望活動の展開により、早期完成に向けての取り組みを実施しています。

○道路・交通施策の整備方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化の早期事業化を大阪府に対し要望します。

(都)泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会（岸和田・貝塚市・泉佐野市・熊取町）等による早期完成に向けた要望活動を推進します。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

■北部エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① 国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化	・早期事業化に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
	② (都)泉州山手線の早期完成	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）等による早期完成に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
地域幹線	③ 町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	④ 町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じ対震対策の実施	継続中
交通安全	⑤ 通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中
維持管理	⑥ 第三者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中

2. 公園・緑地等の整備

(現状)

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など訂正な維持管理を行っています。

○公園、緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

2. 緑地等の整備方針

緑地については、除草、剪定など維持管理において、適正に管理し、保全に努めます。

■北部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検（毎年）の実施 ・点検結果に基づく対策の実施 ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施 	継続中
緑地	② 緑地の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の適正な維持管理の実施 	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進しています。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

■北部エリアの下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進 	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修が必要と判断される施設について、計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■北部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
河川	① 河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	② ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置や町立小・中学校のトイレ洋式化については整備完了済みです。
- 老人憩の家の適正な施設管理・耐震化に取り組んでいます。
- 大原衛生公苑は、令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始しています。

○その他の公共公益施設整備の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実に努めます。

2. 生涯学習文化施設

熊取図書館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

3. 社会福祉施設

老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理を行います。

4. 供給処理施設

大原衛生公苑については、令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始したことにより施設を閉鎖し、令和4年9月30日付けで都市計画施設の廃止を行いました。

■北部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
教育施設	① 町立小学校の空調設備設置の実施	・町立北小学校の空調設備の設置	完了
	② 町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立北小学校及び熊取北中学校におけるトイレの洋式化の実施	完了
社会福祉施設	③ 老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④ 老人憩の家の耐震化	・1974年（昭和49）～1981年（昭和56年度）にかけて建設された新耐震基準以前の建物について、計画的に耐震化を実施	継続中
供給処理施設	⑤ 大原衛生公苑の適正な施設管理	・令和4年9月30日付けで都市計画施設の廃止手続き済み	完了
	⑥ し尿処理の広域化	・令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始	完了

6. 市街地・住宅地整備

（現状）

- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。
- 用途地域等による規制誘導を行い、低層住宅地区の良好な市街地形成が図られています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

（都）泉州山手線の整備を促進し、国道170号〔（都）大阪外環状線〕との広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

2. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

3. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

4. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

5. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

6. 町営住宅の活用

住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

7. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

8. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

9. コンパクトシティの検討

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを楽しむことができるよう住民生活の質を高めていきます。

■北部エリアの市街地・住宅地整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
旧市街地区	① 防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	・ 建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員等の確保 ・ 木造住宅除去工事補助制度の実施	継続中
市既成地	② 低層戸建て住宅が建ち並ぶ既成市街地における良好な市街地形成の保全形成	・ 都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中

7. バリアフリーのまちづくり

(現状)

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改修助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■北部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
バリアフリー	① 道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
居住のバリアフリー 対策の推進	② 要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給	継続中
	③ 重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

（現状）

- 用途地域による規制誘導により良好な住環境の形成・保全を図っています。
- 地区計画制度の運用区域について、適宜、検討を行っています。
- 市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」という基本理念を堅持しながら、既存の自然資源等を活かすため、都市計画提案制度の運用による個性あるまちづくりを検討しています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、事業協力者により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

4. 歴史文化が薫る景観の創出

まちの情報拠点である熊取図書館については、幅広く地域が必要とする資料・情報を収集し、それらを効果的に提供・発信していくとともに、景観と一体となった住民の交流の場となるよう、施設管理の充実に努めます。

■北部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
景観	① 住宅地におけるみどりと建物が一体となった良好な景観形成の誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
	② 都市拠点の個性ある景観形成	・都市計画提案制度の活用による市街化調整区域における地区計画運用の検討	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし（耐震診断未実施を含む。）」は残り5施設となっております。
- しかしながら、近年東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定についても、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- さらに、自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、第2次熊取町耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④防災拠点の整備

地域防災拠点（図書館臨時駐車場）の適正管理に努めます。

⑤避難場所等の整備

一時避難場所（小学校のグラウンド）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑥安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■北部エリアの安全・安心まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	①	住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%（目標年次：〔2025年（令和7年度末）〕） ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%（目標年次：〔2025年（令和7年度末）〕）	継続中
	②	市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
コミュニティ 安全安心の	③	防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

（現状）

- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- NPO団体と協働して、町内河川のクリーンアップ作戦を実施するなどの取り組みを継続しています。

○環境のまちづくりの方針

1. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

また、住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

2. 環境保全活動の促進

飼い主のいない猫対策に取り組めます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦（河川清掃活動）などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■北部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	① 住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	② 空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・違法屋外広告物の撤去他、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	③ 河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中

1 1. 健康のまちづくり

(現状)

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操+ (プラス)」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年(平成27年度)にモデル事業として開始し、2017年(平成29年度)からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康のまちづくりの拠点づくり

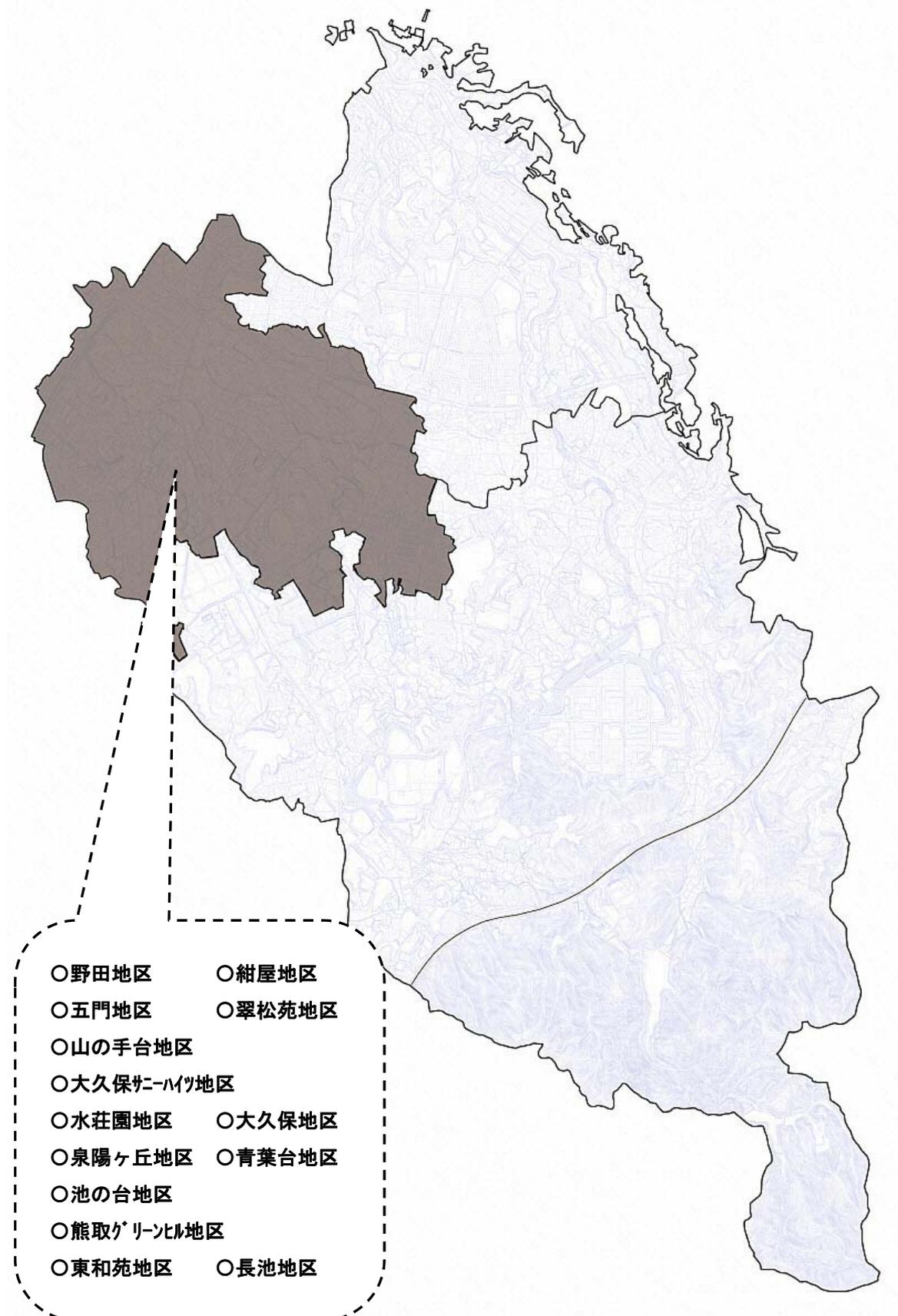
健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオステーション等、自主的に地域で健康づくり(介護予防)に取り組むための支援を行います。

また、町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備を促進します。

■北部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
健康	① タピオステーション(住民運営の通いの場)の実施地域の拡大	・各地区でのタピオステーションの立上支援 ・タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援	継続中

3-3 中部エリア



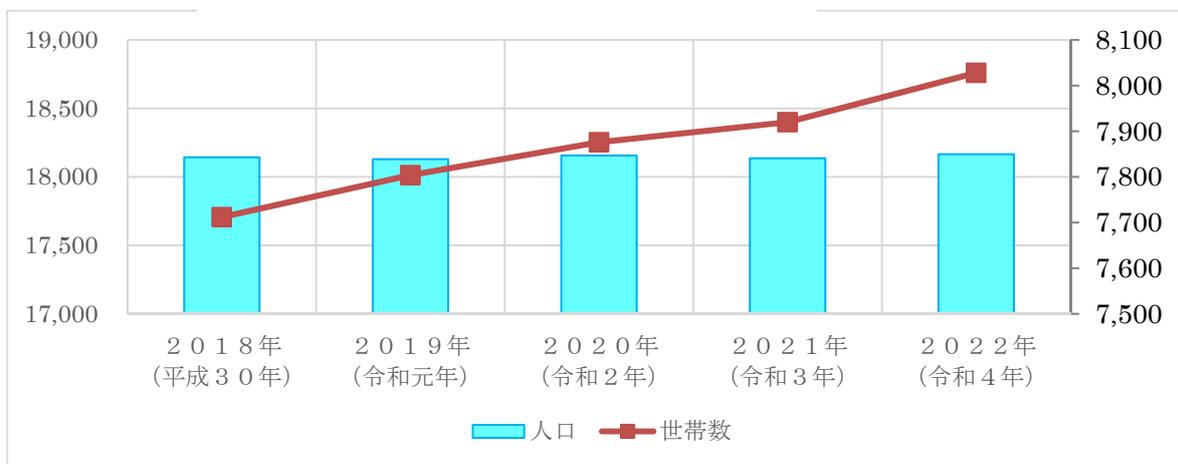
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 中部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	18,143	18,130	18,156	18,136	18,165
世帯数	7,712	7,804	7,876	7,920	8,028

■ (図) 中部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- JR熊取駅、役場庁舎、煉瓦館等の公共公益施設が立地しています。
- 旧市街地と新市街地が混在し、住宅地が広がっています。
- 商業、サービス施設等については、JR熊取駅周辺及び国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿道に立地しています。
- 市街化区域内農地も一部残されています。

3) 都市基盤施設等

- 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕が事業中(一部区間暫定2車線供用中)であり、(都)泉州山手線の国道170号〔(都)大阪外環状線〕以南については、早期事業着手に向けた要望活動を実施しています。また、国道170号〔(都)大阪外環状線〕が暫定2車線での供用であるため、交通渋滞が発生しています。
- JR熊取駅の1日の平均乗車客数は約8千人〔2021年(令和3年度末)〕となっており、本町の玄関口として重要な役割を果たしています。
- 歩道や植栽帯等を有する道路は少なく、旧市街地内には、狭あい道路が見られます。
- 旧市街地の一部では、住宅と工業系施設等の混在が見られます。
- 下水道事業の整備とともに、河川の水質も改善されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■主要な公共公益施設及び地域資源等

		施設等
公園	・都市公園（近隣公園）	1箇所（長池オアシス公園）
	・都市公園（街区公園）	49箇所
	・その他の公園等	1箇所（五門ふれあい）
主要な 公共公益施設	・教育施設（町立）	3箇所（中央小学校、西小学校、熊取中学校）
	・教育施設（私立）	3箇所（大阪観光大学、フレンド幼稚園、熊取みどり幼稚園）
	・行政、文化施設等	6箇所（役場庁舎、煉瓦館、熊取消防署、公民館・町民会館、旧町民会館分館、教育・子どもセンター）
	・社会福祉施設	22箇所〔熊取ふれあいセンター、老人福祉センター、老人憩の家14箇所、認可保育所4箇所（公立2、民間2）、学童保育所2箇所〕
	・供給処理施設	2箇所（受水場、配水池）
	・公営住宅	1箇所（府営熊取朝代住宅）
地域資源等	・重要文化財	中家住宅、降井家書院
	・旧街道	水間道、大木嶺道（粉河街道）
	・河川	住吉川、雨山川、和田川
	・町有ため池	14箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

J R 阪和線において乗客数が6番目に多い駅となっており、このポテンシャルを活かしたさらなるにぎわい創出のため、J R 熊取駅西側に交通広場などの都市基盤整備が必要となっています。

②都市基盤・住環境の課題

朝夕の通勤、通学の時間帯には渋滞が発生している国道170号〔(都)大阪外環状線〕などを中心に、今後も交通量の増加が予想される中で、渋滞解消、歩行者などの安全を図る道路整備の推進が課題となっています。

③土地利用の課題

本地域を流れる住吉川、雨山川、和田川は、河川沿いに樹林地や農地が残されており、特に住吉川においては、地域の歴史や文化等の特性に配慮した整備内容となるよう大阪府に要望するとともに、他の河川についても地域の特性に応じた整備方策などの検討が必要となっています。

2) 地域整備の目標

本地域内は、J R 熊取駅や役場庁舎を含む公共公益施設が集積し、多くの人々が訪れることが想定されます。こうした人々との交流を深めて、まちのにぎわいを創出していくため、人々が快適に集うことができるような都市基盤が整った市街地形成をめざします。

また、本地域は中家住宅、降井家書院といった重要文化財や中林綿布工場跡地を利用した煉瓦館などの、重要な歴史的遺産が残されています。

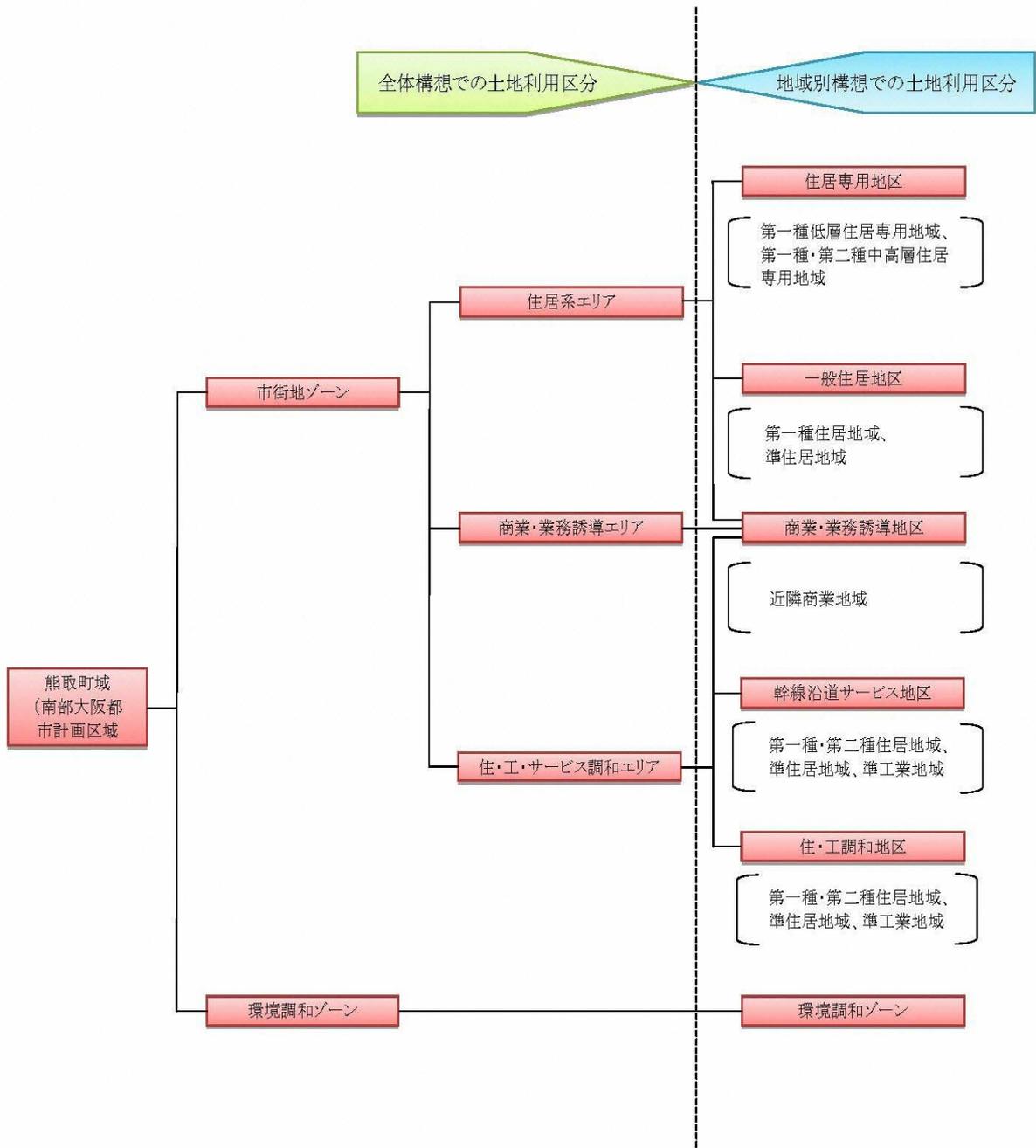
したがって、これらの歴史的資源を利用して様々なふれあいや交流を創出し、歴史や文化を広く発信していくような市街地形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

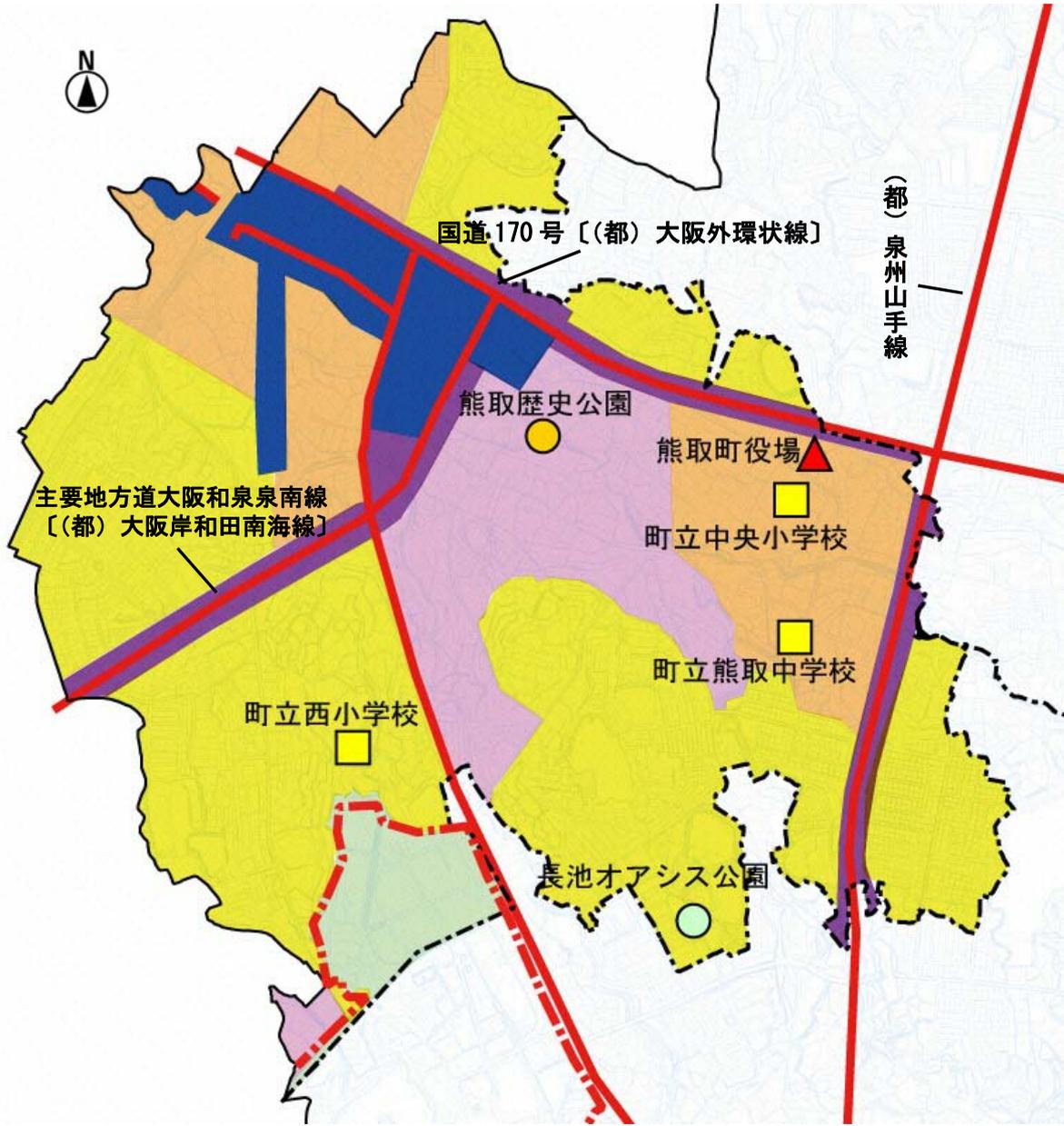
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

■ 中部エリアの土地利用区分



■ 中部エリアの土地利用計画図



凡 例			
	住居専用地区		幹線沿道サービス地区
	一般住居地区		住・工調和地区
	商業・業務誘導地区		環境調和ゾーン
	市街化区域境界線		地域境界線
	小・中学校		近隣公園
	特殊公園等		役場

■中部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・この地域では、役場や公民館・町民会館、熊取ふれあいセンターなどの公共施設が立地しており、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用等を促進します。
商業・業務誘導地区	・この地区内では、JR熊取駅が立地しています。また、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕が整備された地区であり、本町の玄関口にふさわしいにぎわいのある土地利用を促進します。
幹線沿道サービス地区	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕、(都)泉州山手線、(都)大阪岸和田南海線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通利便の良さを活かした土地利用を促進します。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・市街化調整区域内の大規模工場用地に位置づける地区では、敷地内緑化をさらに促進し、周辺の住環境と調和した工業用地として土地利用を図ります。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町の骨格となる広域幹線道路については、早期完成に向けた要望活動が継続されています。
- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 熊取駅周辺の緑化・美化活動については、事業協力者との協働のもと取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。
- 熊取駅西整備事業については、熊取駅西交通広場及びアクセス道路が令和4年12月供用開始済みです。

○道路・交通施策整備の方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成や国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化の早期事業化大阪府に要望します。

(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路については、令和4年12月に供用を開始し、熊取駅東側の渋滞緩和の解消を図っていきます。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

放置自転車等の防止に向けて、JR阪和線熊取駅周辺を中心に効率的かつ効果的な街頭指導を進めるとともに、放置自転車等の強制的な移動・保管やリサイクル自転車としての再利用を引き続き行います。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。

熊取駅東交通広場は、町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、事業協力者と協働のもと、緑化や美化を重点的に進め、また東西自由通路の適正な管理に努めます。

■中部エリアの道路交通の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① 国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化	・早期事業化に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
	② 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成	・早期完成に向けた大阪府への要望活動の実施 ※泉佐野市界～主要地方道泉佐野打田線間 →暫定2車線供用中	継続中
	③ (都)泉州山手線の早期事業着手に向けた要望	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）等による早期事業着手に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中

地域幹線	④	(仮称) 駅前延伸線の道路改良事業(熊取東交差点改良を含む)の実施	・「道路整備計画」に基づき、優先順位を勘案のうえ主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕の事業進捗に応じた事業の実施	継続中
	⑤	(都) 熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕の整備	・2018年(平成30年度)に都市計画変更を実施のうえ、計画的に整備を実施	完了
	⑥	町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	⑦	町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕(更新)の実施	・法定点検(5年毎)の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕(更新)の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じて対震対策の実施	継続中
交通安全	⑧	通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中
維持管理	⑨	第三者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中
	⑩	駅前広場の緑化、美化の推進	・町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、住民・事業者・行政の協働のもと、緑化や美化活動の実施	継続中

2. 公園・緑地等の整備

(現状)

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など訂正な維持管理を行っています

○公園・緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

2. 緑地等の整備方針

緑地については、除草、剪定など維持管理において、適正に管理し、保全に努めます。

■中部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検（毎年）の実施 ・点検結果に基づく対策の実施 ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施 	継続中
緑地	② 緑地の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の適正な維持管理の実施 	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進します。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、管渠の状況に応じ修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

■中部エリアの上・下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進 	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 2級河川住吉川の改修については、大阪府への要望活動が継続的に展開されています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。

2級河川住吉川の熊取町内の改修について、今後も大阪府に要望するとともに、地域の歴史や文化等の特性に配慮した整備内容となるよう協議を進めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■ 中部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
河川	① 河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
	② 2級河川住吉川の改修について大阪府へ要望	・大阪府への要望活動の実施	継続中
ため池	③ ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置が完了し、また町立小・中学校のトイレ洋式化など、教育環境の整備が進んでいます。
- 老人憩の家の適正な施設管理・耐震化及び老人福祉センターについては、耐震化の取り組み等が進んでいます。
- 煉瓦館は適正な施設管理が行われており、公民館・町民会館については、施設のあり方を検討し、耐震化及び建て替え等の整備を進めています。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。また各小・中学校のトイレの洋式化を進め、教育環境の質的な改善を進めます。

2. 生涯学習文化施設

公民館・町民会館、煉瓦館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

3. 社会福祉施設

熊取ふれあいセンターについては、計画的に施設の維持・修繕を行っていくために、定期的な修繕対象箇所を抽出を行っていきます。

老人福祉センター及び老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理を行います。

■中部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
教育施設	① 町立小学校の空調設備設置の実施	・町立中央小学校及び西小学校の空調設備の設置	完了
	② 町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立中央小学校、西小学校及び熊取中学校におけるトイレの洋式化の実施	継続中
社会福祉施設	③ 老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④ 老人憩の家の耐震化	・老人憩の家の耐震改修の実施 ※1974年(昭和49)～1981年(昭和56年度)にかけて建設された新耐震基準以前の建物について耐震改修を実施	継続中
	⑤ 老人福祉センターの耐震化	・建物の耐震化の検討を実施	継続中
保健福祉施設	⑥ 熊取ふれあいセンターの適正な施設管理	・各種備品の整備、設備の改修・補修などによる適正な維持管理の実施 ・福祉避難所としての運用	継続中
生涯学習・文化施設の整備	⑦ 公民館・町民会館の適正な施設管理	・建物の耐震化工事等の整備	継続中
	⑧ 煉瓦館の適正な施設管理	・適正な維持管理の実施	継続中
	⑨ 旧町民会館分館の適切な管理及び供用廃止後の建物並びに敷地の処分等	・適切な管理の実施 ※2018年(平成30年)9月をもって供用廃止済み ・建物及び敷地売却の検討	継続中

6. 市街地・住宅地整備

(現状)

- JR熊取駅西地区の土地利用の検討については、駅前交通広場及びアクセス道路の整備に併せて、まちづくりワークショップでの調査研究が進められるとともに、まちづくりの実現に向けて、地元地権者等により「駅西地区まちづくり協議会」が設立されるなど、着実に進捗しています。
- 広域幹線道路である（都）泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会による早期事業着手に向けた要望活動を行っています。
- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺地区の整備

駅西交通広場及びアクセス道路の整備に併せて、「熊取駅西地区まちづくり協議会」の運営を支援しながら、駅西地区のうち近隣商業地域内の土地利用の検討を進めます。

2. 広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕(一部区間暫定2車線供用中)、国道170号〔(都)大阪外環状線〕による広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

3. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

4. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

5. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

6. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

7. 町営住宅の活用

住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

8. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

9. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

10. コンパクトシティの推進

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを楽しむことができるよう住民生活の質を高めていきます。

■中部エリアの市街地・住宅地整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
熊取駅周辺地区	① (都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備	・早期完成に向けて協働して事業推進を図る	完了
	② 駅西地区の面的整備の導入についての検討	・「熊取駅西地区まちづくり協議会」により土地利用を検討。	継続中
広域幹線道路沿道地区	③ 広域幹線道路の整備に併せた良好な市街地の形成	・泉州山手線整備推進協議会(岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成)による要望活動の実施に併せて、沿道の土地利用について検討を開始 ・主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成に向けた要望活動の実施に併せて、沿道の土地利用について検討を開始	継続中
旧市街地区	④ 防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	・建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員等の確保 ・木造住宅除去工事補助制度の実施	継続中

7. バリアフリーのまちづくり

(現状)

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護(要支援)認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■中部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
バリアフリー	① 道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
	② 公民館・町民会館のバリアフリー化	・耐震化工事に合わせたバリアフリー化工事の実施継続中	検討中
居住のバリアフリー 対策の推進	③ 要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給	継続中
	④ 重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

(現状)

- J R熊取駅西地区については、駅西交通広場の都市計画決定、用途地域の変更、駅西地区まちづくり協議会の設立等が行われる等、駅前地区にふさわしい良好な景観形成に向けて着実に進捗しています。
- 中家住宅については、適正な維持管理が進捗しています。
- 中家住宅周辺の歴史文化の中心ゾーンについては、熊取シンボル軸の整備に併せて、良好な景観形成の誘導のため、地区計画の導入等の手法を検討していく必要があります。

○景観まちづくりの方針

1. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

2. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

中家住宅から煉瓦館周辺地区については、歴史的景観に配慮しつつ、良好な景観形成を誘導します。

町内で唯一の鉄道駅である J R熊取駅は、町の主要な玄関口であり、住民、事業者、行政の

協働のもと、町の玄関口として、にぎわいのある景観形成の誘導を引き続き行います。

幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイル事業の導入を検討します。

3. 歴史文化が薫る景観の創出

本町では、国の重要文化財の指定を受けている降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂をはじめ、中林綿布工場跡地を活用した煉瓦館など、歴史資源が多く残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。

■ 中部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市景観 良好な	① 歴史文化の中心ゾーン的良好な景観形成	・熊取シンボル軸の整備に併せた個性ある景観形成の誘導手法を検討	検討中
都市拠点の景観	② 駅周辺の良好な景観形成の誘導	・本町の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を図る。	継続中
薫る景観 歴史文化が	③ 中家住宅の適切な維持管理	・日常的に適正な維持管理の実施	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし（耐震診断未実施を含む。）」は残り5施設となっております。
- 近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定について、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- 自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。
- 道路橋梁については、安全向上のため、向田橋及び紺屋橋の補強工事が実施されています。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④避難場所等の整備

一時避難場所（各小学校のグラウンド、長池公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園）及び指定避難所（各小中学校の体育館）及び福祉避難所（熊取ふれあいセンター）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑤安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■中部エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	① 住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%〔目標年次：2025年（令和7年度末）〕 ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%〔目標年次：2025年（令和7年度末）〕	継続中
	② 市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
交通安全の確保	③ 公共施設周辺の交通安全施設の整備	・通学路交通安全プログラム等により適宜実施	継続中
	④ JR熊取駅周辺での放置自転車等の排除による美観の保持及び歩行者などの安全の確保	・「自転車等放置禁止区域」放置自転車等に対する街頭指導、移動、保管業務の実施	継続中
安全安心のコミュニティ	⑤ 防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

(現状)

- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- JR熊取駅前を中心とした協働による美化活動については、ボランティアによる活動を中心に、取り組みが進んでいます。
- 河川愛護の意識の向上については、町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動を通して、意識醸成が図られています。

○環境のまちづくりの方針

1. 自然と共生できる市街地づくり

自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と併せてネットワーク化を進め、住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を図ります。

2. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

3. 環境保全活動の促進

飼い主のいない猫対策に取り組めます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦(河川清掃活動)などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■中部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	① 住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	② JR熊取駅周辺における路上喫煙及びポイ捨ての禁止	・啓発キャンペーンを年2回実施するとともに、パトロールを定期的実施	継続中
	③ 空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・違法屋外広告物の撤去他、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	④ 河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中
生活環境の保全	⑤ 国道170号の騒音に対する環境保全	・苦情相談対応	継続中

1.1. 健康のまちづくり

(現状)

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操＋(プラス)」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年(平成27年度)にモデル事業として開始し、2017年(平成29年度)からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康まちづくりの拠点づくり

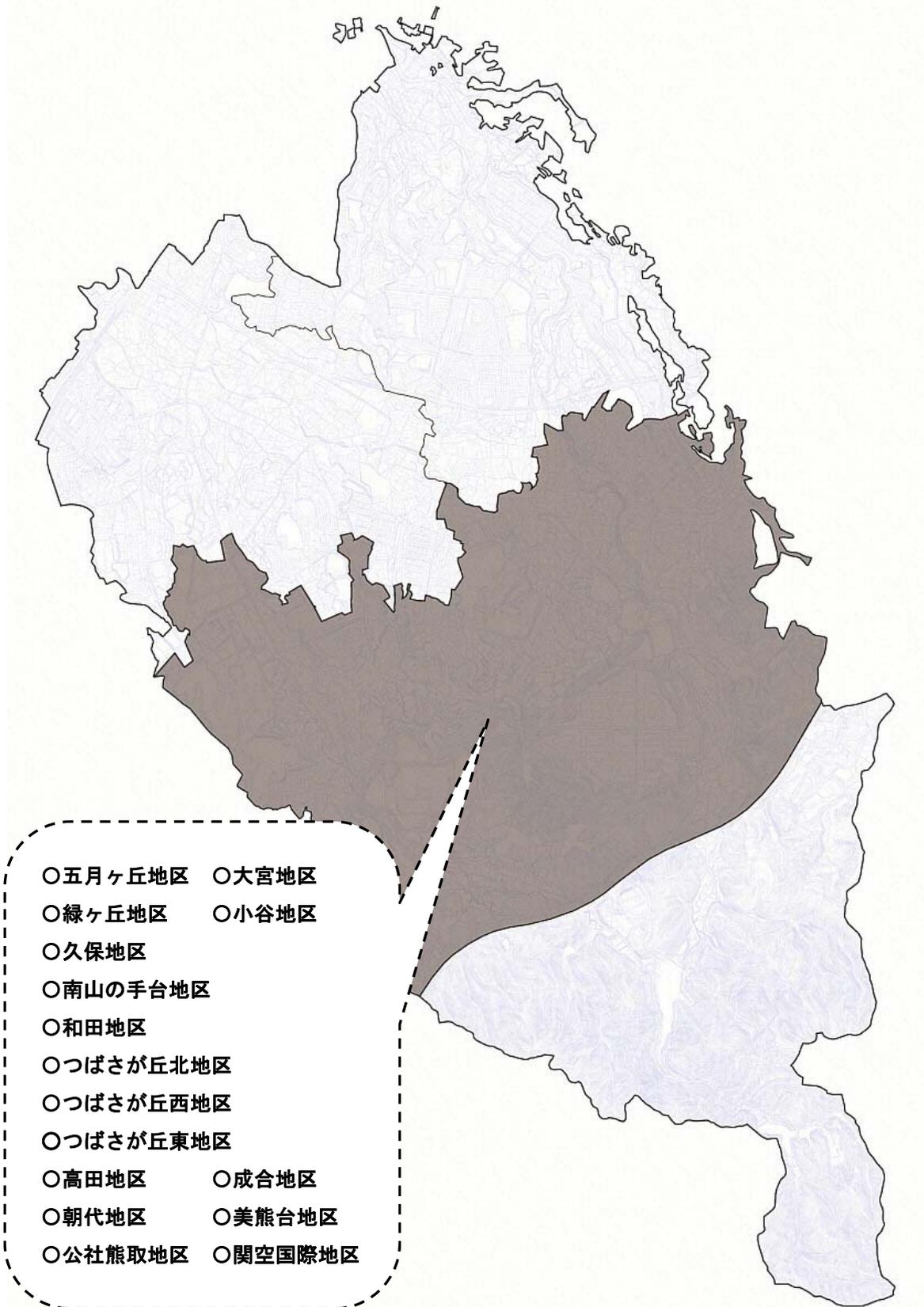
健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオステーション等、自主的に地域で健康づくり(介護予防)に取り組むための支援を行います。

町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備を促進します。

■中部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
健康	① タピオステーション(住民運営の通いの場)の実施地域の拡大	・各地区でのタピオステーションの立上支援 ・タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援	継続中
	② 熊取ふれあいセンターの適正管理	・拠点施設としての適正な運営管理	継続中
	③ 老人福祉センターの適正管理	・拠点施設としての適正な運営管理	継続中

3-4 南部エリア



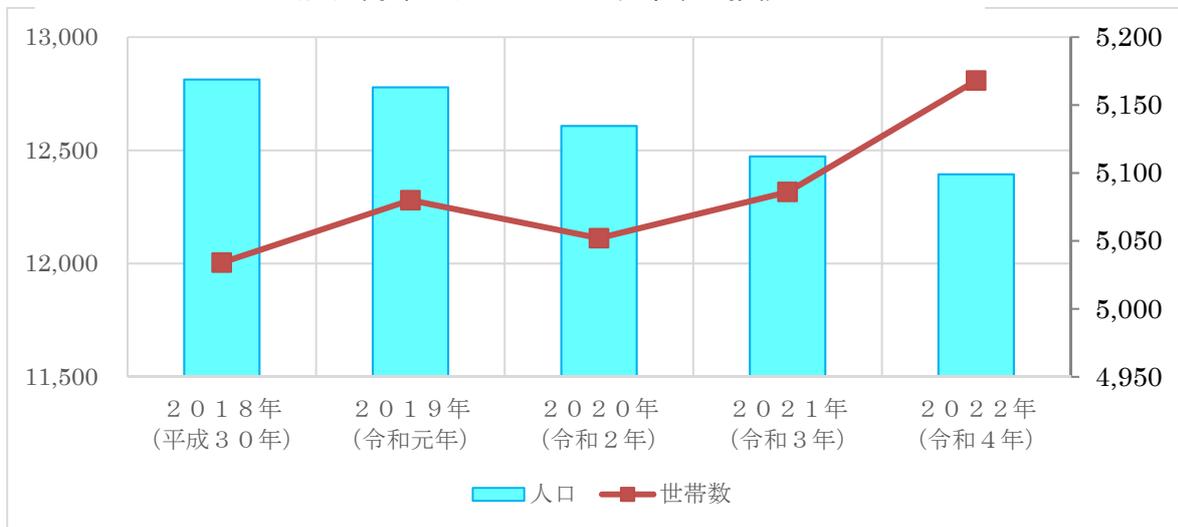
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 南部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	12,813	12,778	12,608	12,473	12,394
世帯数	5,034	5,080	5,052	5,086	5,168

■ (図) 南部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- 旧市街地と戸建住宅を中心とする住宅開発が混在し、市街化区域内では住宅地が広がっています。
- 大池、弘法池など比較的大きなため池が見られます。
- 市街化調整区域には、樹林地や農地がまとまって残っています。
- 京都大学原子炉実験所や大阪体育大学、大阪体育大学浪商高等学校、浪商中学校が立地しています。
- 旧市街地の一部では、住宅と工業系施設の混在が見られます。

3) 都市基盤施設等

- 国土幹線道路として阪和自動車道が位置づけられています。
- (都) 泉州山手線の国道170号〔(都) 大阪外環状線〕以南については未着手区間となっています。
- 歩道や植栽帯を有する道路が少なく、旧市街地内には狭あい道路が見られます。
- 見出川、雨山川、和田川では、近年市街地でもゲンジボタルの生息が確認されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■南部エリアの主要な公共公益施設及び地域資源等

		施設等
公 園	・都市公園（街区公園）	23箇所
	・その他の公園等	5箇所（久保ちびっこ、高田ちびっこ、和田ちびっこ、朝代ちびっこ、成合ちびっこ）
主 要 な 公 共 公 益 施 設	・教育施設（町立）	3箇所（東小学校、南小学校、熊取南中学校）
	・教育施設（私立）	1箇所（大阪体育大学等）
	・研究施設	1箇所（京都大学原子炉実験所）
	・行政、文化施設等	2箇所（ひまわりドーム、野外活動ふれあい広場）
	・社会福祉施設	19箇所〔老人憩の家15箇所、認可保育所2箇所（公立1、民間1）、学童保育所2箇所〕
	・供給処理施設	2箇所（配水池2箇所）
	・公営住宅	1箇所（住宅供給公社熊取団地）
地 域 資 源 等	・重要文化財	来迎寺本堂
	・旧街道	水間道、大木嶺道（粉河街道）
	・河川	見出川、住吉川、雨山川、和田川
	・町有ため池	40箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、町民グラウンド、ひまわりドーム、野外活動ふれあい広場等が整備されています。

今後も、スポーツや健康づくりなどに関する多様なニーズに対応する為、各種施設の適切な維持管理が必要となります。

②都市基盤・住環境の課題

本地域においては、市街化調整区域の緑地環境の保全と併せて、水辺などを活かした公園緑地などの整備、公共公益施設及び民有地の緑化を図り、市街地周辺や主要な社寺と一体となった樹林地や農地なども活かして、多様なみどりの創造と保全を促進するとともに、市街地と周辺の自然を結ぶ道の整備も必要となっています。

また、下水道については、事業認可区域内における未普及地区への整備や新たな認可区域拡大の検討が必要です。

市街化調整区域については、無秩序な市街化を抑制し保全する必要があります。

③土地利用の課題

市街化区域内農地は、虫食い状に残されており、宅地開発の進行などにより、道路に接することができない農地が増加することが懸念されます。このことから、保全すべき農地と宅地化を促進すべき農地の区分の明確化を図り、都市基盤施設の整った市街地形成のための方策検討が必要となっています。

④魅力ある住環境の保全・形成

丘陵部に広がる大規模な住宅地については、今後も地区計画制度の活用などにより、魅力ある住環境の保全、形成を図る必要があります。

2) 地域整備の目標

本地域内は、樹林地を活かしたアウトドア活動の中心の場として野外活動ふれあい広場など、スポーツや野外教育活動などを通じて多くの人々が集いふれあう場でもあります。

したがって、本地域は、スポーツやアウトドア活動などによる人と人とのふれあいなどを通じて、住民が心身ともに健康づくりを進めていくことのできる市街地形成をめざします。

また、本地域は河川の上流域に位置し、市街地周辺に樹林地や農地が多く残され、市街地内においても、比較的大きなため池も立地するなど、自然環境の豊かな地域でもあります。

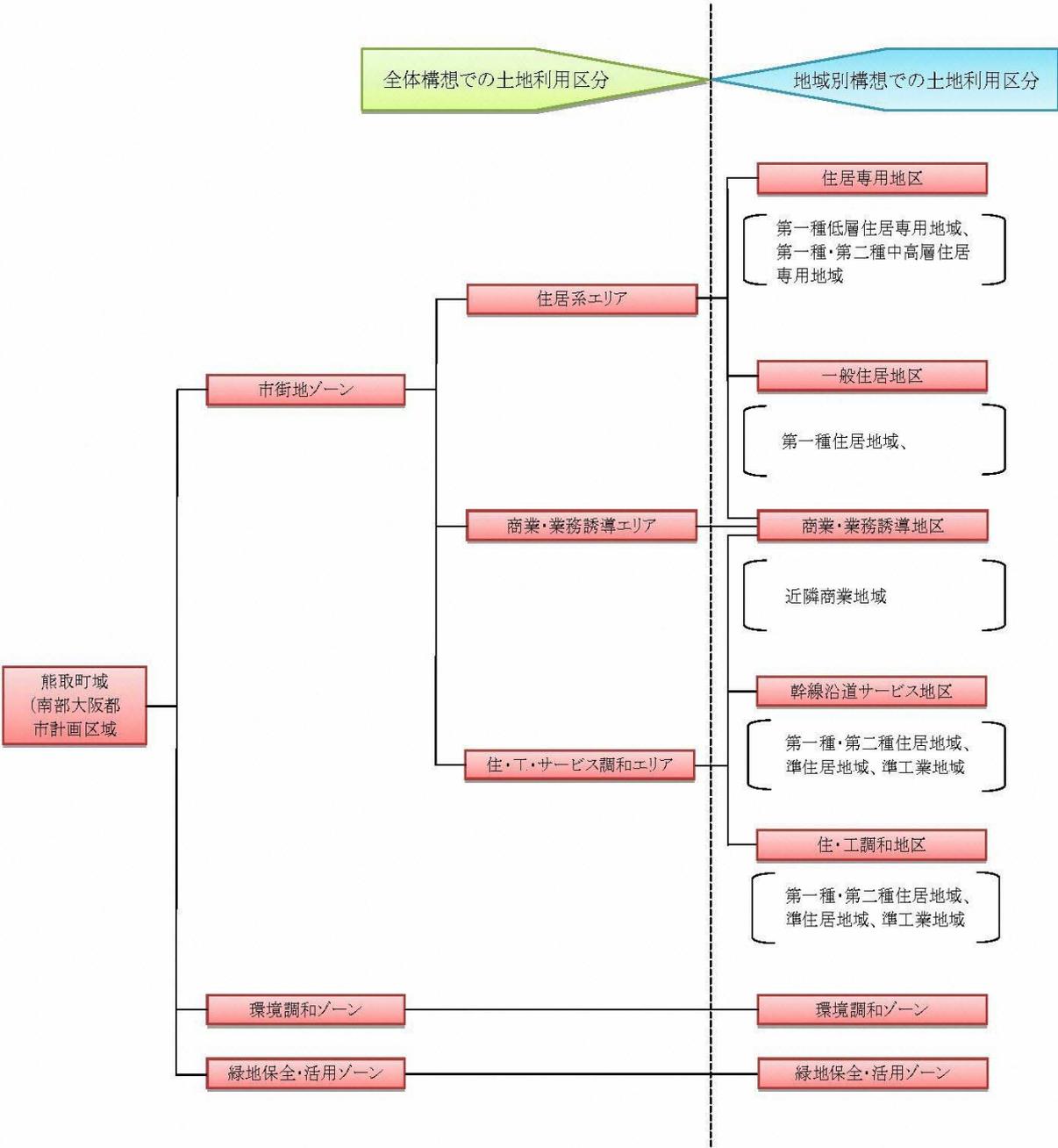
この良好な住環境を形成していくためには、河川やため池が有する水辺の潤いなども活用して身近に多様なみどりとふれあえる市街地形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

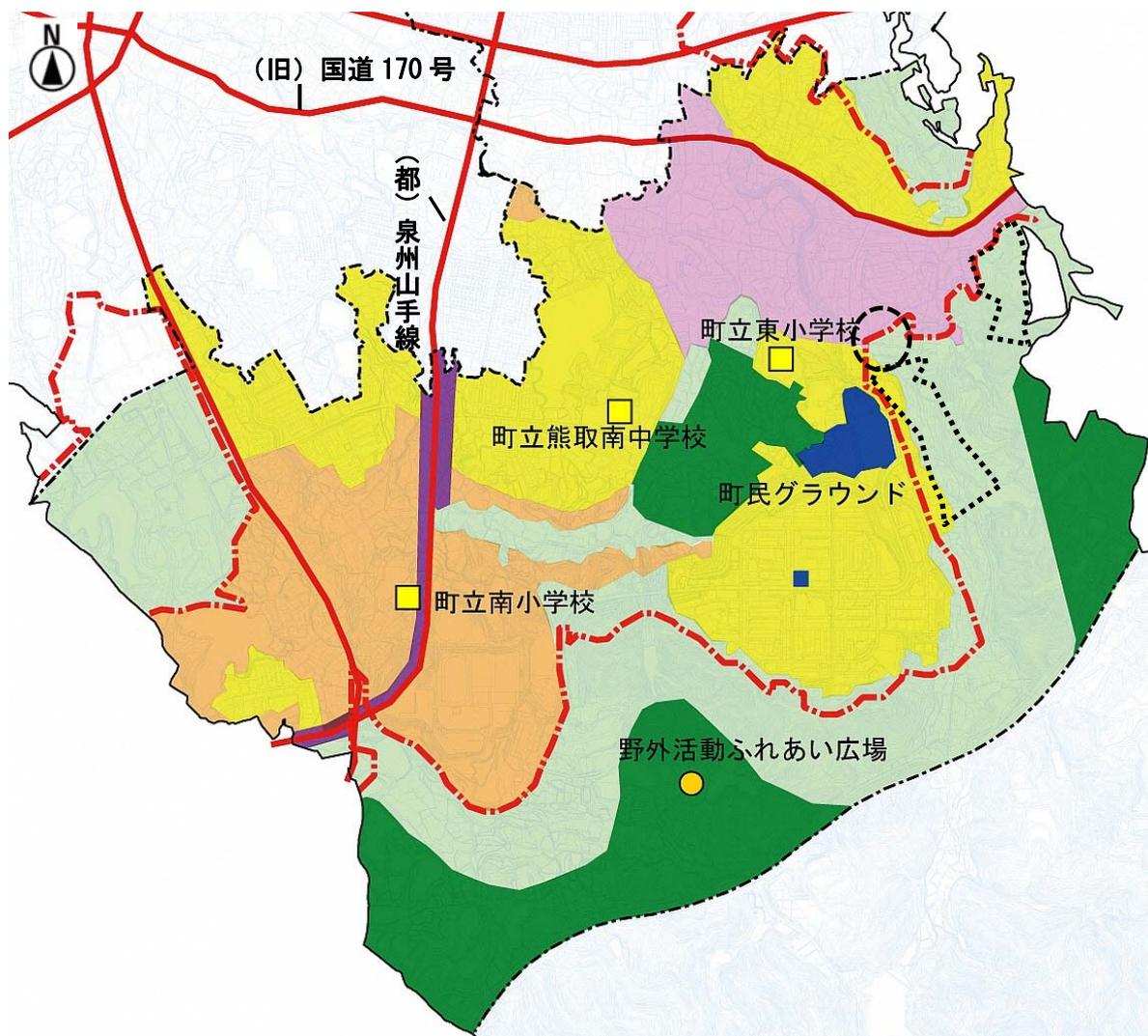
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

■南部エリアの土地利用区分



■南部エリアの土地利用計画図



凡 例			
	住居専用地区		市街化区域境界線
	一般住居地区		地域境界線
	商業・業務誘導地区		小・中学校
	幹線沿道サービス地区		特殊公園等
	住・工調和地区		
	環境調和ゾーン		
	緑地保全・活用ゾーン		
	市街化を検討できる区域		
	土地利用を検討する区域		

■南部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・旧市街地及びその周辺に位置づけ、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用等を促進します。
商業・業務誘導地区	・丘陵部における住宅地の一部は、周辺と調和を図りつつ、商業系用途として位置づけます。
幹線沿道サービス地区	・（都）泉州山手線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通利便の良さを活かした土地利用を促進します。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・京都大学原子炉実験所周辺に位置づける地区では、敷地内緑化をさらに促進し、周辺の住環境と調和した研究用地として土地利用を図ります。 ・下高田、成合、和田地区では、見出川、和田川、雨山川や農地などの保全・活用などにより、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。 ・主要町道の沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
緑地保全・活用ゾーン	・地域南部に位置づける地区は、森林の保全・育成や農業生産基盤の充実など、豊かな自然環境の保全を図ることを基本としつつ、その中で多様なレクリエーション活動などが行えるよう、ひまわりドーム、町民グラウンドや別所池、野外活動ふれあい広場、永楽ゆめの森公園周辺などの充実と併せて、熊取シンボル回廊など各施設を結ぶ道の充実を図ります。
市街化を検討できる区域	・市街化区域に隣接し、地域北東部及び南部に位置する市街化を検討できる区域については、市街化区域から概ね350m以内にある5ha以上の住宅開発について、周辺環境との調和を図り、定住魅力のある良好な住環境の形成など、本町がめざすまちづくりに対する影響の有無、さらに本町が行う事業への支障の有無など、その適否について検討を行います。
土地利用を検討する区域	・主要町道の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現況)

- 広域幹線道路である(都)泉州山手線の国道170号〔(都)大阪外環状線〕以南は、早期事業着手のための要望活動が継続して実施されています。
- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕(更新)など、道路の安全対策が順調に進捗しています。

○道路・交通施策の整備の方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

(都)泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会(岸和田・貝塚市・泉佐野市・熊取町)等による早期完成に向けた要望活動を推進していきます。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス(ひまわりバス)は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。

■南部エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① (都) 泉州山手線の事業化に向けた要望	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）による早期事業着手のための要望活動を実施	継続中
	② 町道小谷穴釜線の道路改良工事の実施	・事業中（全事業用地取得済） ・早期完成を目指す。	完了
地域幹線	③ 町道久保高田線の歩道拡幅事業の実施（ひまわりドーム前交差点～南交差点）	・「道路整備計画」に基づき計画的な事業の実施	完了
	④ 町道久保高田線・五門久保小谷線の交差点改良事業の実施	・「道路整備計画」に基づき計画的な事業の実施	継続中
	⑤ 町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	⑥ 町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じ対震対策の実施	継続中
交通安全	⑦ 通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中

維持管理	⑧	第三者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中
------	---	-----------------------------	----------------------------	-----

2. 公園・緑地等の整備

(現状)

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 「緑と自然の活動推進委員会」による環境学習の場づくり・住民による緑化活動への支援、緑とふれあう機会の提供等への継続的な取り組みが進められています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など適正な維持管理を行っています。

○公園・緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

町民グラウンド、ひまわりドーム周辺については、総合公園・運動公園としての機能充実及び位置づけを検討します。

2. 緑地等の整備方針

野外活動ふれあい広場等を活用し、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

緑地については、除草や樹木の剪定など、引き続き適正に維持管理し、保全に努めます。

住宅開発における緑地等の確保の義務付けなど、みどりの回復を進めます。

■南部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 公園の整備	・ 定期点検（毎年）の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施 ・ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施	継続中
	② 総合公園・運動公園の配置の検討	・ 町民グラウンド、ひまわりドーム周辺について、機能の充実及び位置付けを検討	継続中
緑地	③ 緑地の適正管理	・ 緑地の適正な維持管理の実施	継続中
	④ 野外活動ふれあい広場を活用した環境学習の場づくり	・ 緑と自然の活動推進委員会による活動	継続中
	⑤ 住民による緑化活動への支援、緑とふれあう機会の提供	・ 緑と自然の活動推進委員会による活動	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 下水道では、事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進するとともに、区域の拡大が検討されています。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、管渠の状況に応じ修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

市街化区域内の事業認可区域拡大の検討を行います。

■南部エリアの上・下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進 ・事業認可区域拡大の検討 	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 普通河川見出川の砂防指定区間の改修について、大阪府への要望活動が継続的に展開しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修や修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■南部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
河川	①	河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	②	ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置や町立小・中学校のトイレ洋式化については整備完了済みです。
- 老人憩の家の適正な施設管理・耐震化の検討など、社会福祉施設についても耐震化の取り組み等が進んでいます。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。

2. 社会福祉施設

老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理に努めます。

■南部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
教育施設	①	町立小学校の空調設備設置の実施	・町立南小学校及び東小学校の空調設備の設置	完了
	②	町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立南小学校、東小学校及び熊取南中学校におけるトイレの洋式化の実施	完了

社会福祉施設	③	老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④	老人憩の家の耐震化	・1974年（昭和49）～1981年（昭和56年度）にかけて建設された新耐震基準以前の建物について、計画的に耐震化を実施	継続中

6. 市街地・住宅地整備

（現状）

- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。
- 用途地域による規制誘導を行うとともに、地区計画の運用等により、適正な土地利用の誘導を検討していく必要があります。
- 開発者と連携し、「つばさが丘地区地区計画」のパンフレット配布など啓発活動が実施されています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

2. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

3. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

4. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

5. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

6. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

7. コンパクトシティの推進

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを楽しむことができるよう住民生活の質を高めていきます。

■南部エリアの市街地・市街地整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
旧市街地地区	① 防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員等の確保 ・ 木造住宅除去工事補助制度の実施 	継続中
	② 住・工混在の解消を図るための適正な土地利用の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導 	継続中

地 既 成 市 街 地 区	③	つばさが丘地区の良好な市街地の保全形成のための啓発	・開発者と連携した地区計画運用制度の啓発（啓発用パンフレットの配布）	継続中
---------------------------------	---	---------------------------	------------------------------------	-----

7. バリアフリーのまちづくり

（現状）

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■南部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況	
バ リ ア フ リ ー	①	道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
	居 住 の バ リ ア フ リ ー 対 策 の 推 進	②	要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給
③		重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

(現状)

- 市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」という基本理念を堅持しながら、既存の自然資源等を活かすため、都市計画提案制度の運用による個性あるまちづくりが検討されています。
- 用途地域による規制誘導により良好な住環境の形成・保全を図っています。
- 地区計画制度の運用区域について、適宜、検討を行っています。
- 市街化調整区域による規制に基づくみどり景観の保全が図られています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイル事業の導入を検討します。

4. 歴史文化が薫る景観の創出

本町では、国の重要文化財の指定を受けている来迎寺本堂など、歴史資源が残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。

■南部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
景観 良好な都市	①	良好な都市景観の形成	・都市計画提案制度の活用による市街化調整区域における地区計画運用の検討	継続中
景観 市街地	②	住宅地における良好な景観形成の誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
景観 歴史文化が薫る景観	③	歴史資源の個性ある景観形成	・市街化調整区域による規制にもとづく田園風景の保全	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし(耐震診断未実施を含む。)」は残り5施設となっております。
- 近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定についても、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- 自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年(令和7年度)までに住宅の耐震化率を95%まで引き上

げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④防災拠点の整備

物資輸送拠点としての役割を果たす地域防災拠点（総合体育館）の適正管理に努めます。

⑤避難場所等の整備

広域避難場所（町民グラウンド周辺）、一時避難場所（各小学校のグラウンド等）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑥安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■南部エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	① 住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%（目標年次：令和7年度末） ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%（目標年次：令和7年度末）	継続中
	② 市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
避難地等の整備	③ 広域避難地までの避難路の道路拡幅及び緑地の確保	・町道小谷穴釜線の道路改良 ・町道久保高田線の歩道拡幅	継続中
コミュニティ 安全安心の	④ 防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

（現状）

- 用途地域による土地利用の規制誘導を図るとともに、騒音規制の面での苦情、相談対応が実施されています。
- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- NPO団体と協働して、町内河川のクリーンアップ作戦を実施するなどの取り組みを継続しています。

○環境のまちづくりの方針

1. 自然と共生できる市街地づくり

自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と併せてネットワーク化を進め、住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を図ります。

2. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

3. 環境保全活動の保全

飼い主のいない猫対策に取り組みます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦（河川清掃活動）などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■南部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	① 住工混在による騒音等の解消にむけた土地利用の規制誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
	② 住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	③ 空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・不法投棄の防止、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	④ 河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中

11. 健康のまちづくり

（現状）

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操＋（プラス）」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年（平成27年度）にモデル事業として開始し、2017年（平成29年度）からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康まちづくりの拠点づくり

健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオ体操+（プラス）に取り組むための住民運動の通いの場であるタピオステーション等、自主的に地域で健康づくり（介護予防）に取り組むための支援を行います。

町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備に努めます。

2. 健康まちづくり環境の整備

みどり豊かな自然を活かした緑道の整備検討や、奥山雨山ハイキングロードの活用など、ゆとりあるおいのある、歩きたくなる散策道の充実方策などを検討します。

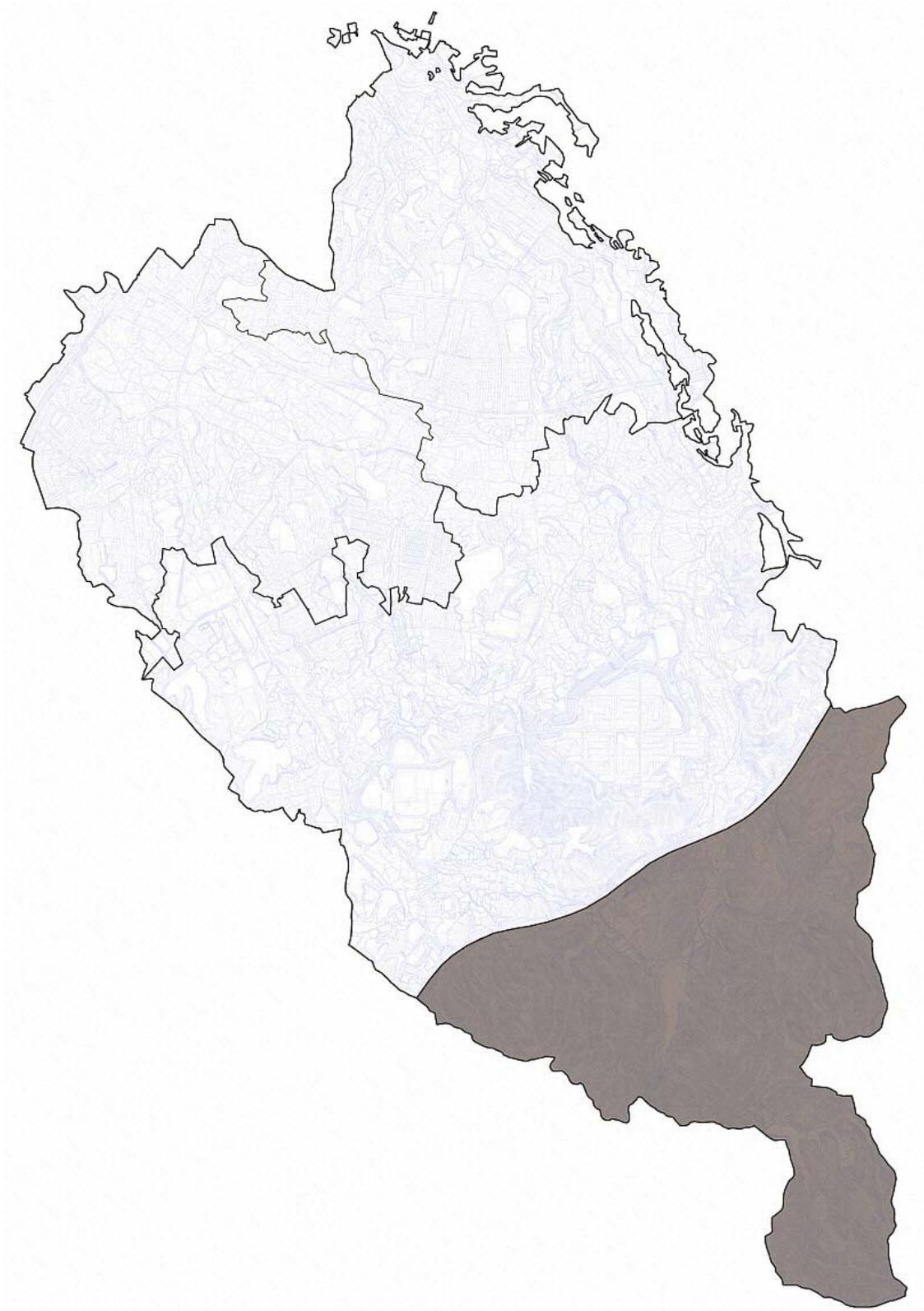
3. 生涯スポーツの施設の適正な維持・管理

全国規模のスポーツ大会の継続的な開催等、スポーツを観る機会の充実を図り、ひまわりドームをはじめとした各種スポーツ施設・設備の適正な維持管理に努めます。

■南部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
健康	① タピオステーション（住民運営の通いの場）実施地域の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 各地区でのタピオステーションの立上支援 タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援 	継続中

3-5 山間エリア



<可住地がほぼ存在しない永楽ゆめの森公園、永楽ダム、奥山雨山自然公園を含む地域>

(1) 地域の概要

1) 土地利用

- 見出川沿いの宅地や農地の他は、概ね森林となっています。
- 斎場、環境センターが立地しています。
- 国指定史跡である土丸・雨山城跡や奥山雨山自然公園、熊取永楽墓苑などがあります。

2) 都市基盤施設等

- 国土幹線道路として阪和自動車道が位置づけられています。
- 見出川、永楽ダムの上流部では、ゲンジボタルの生息が確認されています。
- 森林については、豊かな緑を有していますが、アカマツやクロマツからなるマツ林が自然の林と考えられていましたが、マツ枯林などによりウバメガシ林やコナラ林、アラカシ林などに置き換わりつつあります。
- 奥山雨山自然公園は「大阪みどりの百選」、「水源の森百選」等選ばれ、永楽ダム周辺では、桜並木もあり、広域的に親しまれています。

3) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■山間エリアの主要な公共公益施設及び地域資源等

		施設等
公園	・地区公園	2箇所（永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園）
主要な公共公益施設	・供給処理施設	4箇所（浄水場、火葬施設、ごみ処理施設、墓地）
地域資源等	・旧街道	梶谷越
	・河川	見出川
	・町有ため池	8箇所（永楽ダム含む）
	・国指定史跡	土丸・雨山城跡

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、森林や永楽ダム周辺・奥山雨山自然公園の桜、土丸・雨山城跡の保全、豊かな自然を身近に体験できるように散策道、展望所、休憩所などの整備、広葉樹の植栽による多様な生物の生息の場の創出などを進め、また2015年（平成27年）11月に永楽ゆめの森公園を整備し開園しました。今後、一層の魅力の充実のためには、これまでの取り組みの継続的な実施と併せて、永楽ダムなどの水辺環境の充実、周辺の桜を生かした散策道などの整備を進め、永楽ゆめの森公園については、指定管理者による施設管理を行い、施設管理費の縮減を検討しながら、施設充実を進めていく必要があります。

②森林や河川などの保全

永楽ダム周辺以外のその他の森林などは、熊取町森林整備計画に基づく林業施策とも連携を図って、保全育成に努めるとともに、ゲンジボタルの生息も確認されている見出川の保全方策を進める必要があります。

2) 地域整備の目標

本地域内は、自然環境と調和した町域の形成を図る上でも、重要な地域であり、森林の保全育成とともに、森林や歴史、永楽ダムの水辺などの活用を図るため、諸施設の整備を進めてきており、自然のなかでやすらぎくつろげる場として、広域的にも多くの人々に親しまれる地域であります。

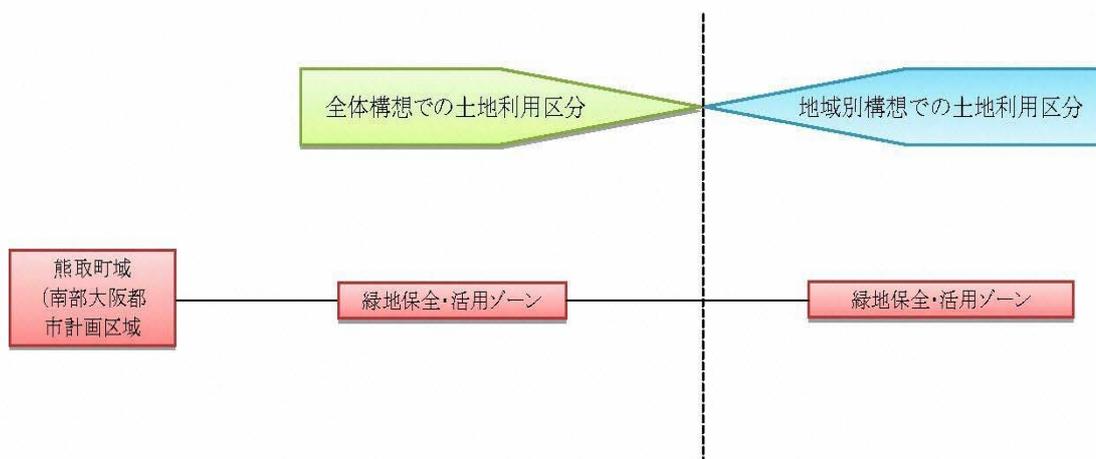
今後、本地域内の一層の魅力充実を図るため、永楽ダム、見出川の水辺や土丸・雨山城の城跡等の保全・活用、みどり豊かなアウトドア活動の拠点となる場を形成し、ゆたかな緑のなかでやすらぐことのできる森林空間の形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

■山間エリアの土地利用区分



■山間エリアの土地利用方針

地区名	内容
緑地保全・活用ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域は、全域を緑地保全活用ゾーンとし、森林の保全育成、奥山雨山自然公園、土丸・雨山城跡の保全などにより、豊かな自然環境の保全を図ることを基本としつつ、森林や水辺などを生かしたアウトドア活動の場づくりを進めます。 ・上高田地区は、見出川や農地の保全・活用などにより、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。

■山間エリアの土地利用計画図



凡 例	
	緑地保全・活用ゾーン
	市街化区域境界線
	地域境界線
	近隣公園
	特殊公園等

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。

○道路交通の整備方針

1. 国土幹線道路

広域的な産業や交流活動に伴う高速移動、大規模災害等における救援救助活動の骨格となるため、機能の維持保全を関係機関に要望していきます。

2. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

3. 交通安全の確保

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

4. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

■山間エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
道路・交通	① 永楽ダム周辺道路防災事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施 	継続中
	② 町道の計画的な舗装修繕の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・ 「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施 	継続中

③	町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じて対震対策の実施 	継続中
④	第三者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施 	継続中

2. 公園・緑地等の整備

（現状）

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 「緑と自然の活動推進委員会」によるボランティアの育成、支援・環境学習の場づくり・住民による緑化活動への支援、緑とふれあう機会の提供等への継続的な取り組みが進められています。
- 奥山雨山自然公園については、長寿命化計画により施設の更新・修繕を行います。
- 「さくら保全活用計画」に基づき保全・活用を図ります。

○公園の整備方針

1. 地区公園

奥山雨山自然公園においては、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき改修に努めます。

永楽ゆめの森公園については、指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上と経費の節減を図ります。

2. その他

永楽ダム周辺の永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場、土丸・雨山城跡との一体的な保全・活用策を検討します。

○緑地等の整備方針

1. 自然緑地拠点の活用

自然保護活動を行うボランティアを育成・支援するとともに、奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園等を活用し、NPOなどとの協働により、住民の憩いや自然との触れ合い、環境学習の機会づくりを推進します。

森林資源については、湧水や防災対策、水源のかん養などの多面的機能を発揮させながら、適切に保全していくとともに、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

2. みどりの拠点づくり

奥山雨山自然公園周辺については、今後も良好な景観形成に配慮しながら、やすらぎや憩いが得られるよう、みどりの空間づくりを進めていくとともに、各拠点を結ぶネットワークについても、可能な限り緑化を推進していきます。

○遊歩道等の整備方針

奥山雨山自然公園において長寿命化計画による施設の更新、補修を実施します。

■山間エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 永楽ダム周辺の施設充実に向けた検討	・永楽ダム周辺の各施設の一層の充実を図るため、一体的な保全・活用に向けた取り組みを検討	継続中
	② 自然保護活動を行うボランティアの育成・支援	・NPO等、ボランティアの育成支援	継続中
緑地	③ 奥山雨山自然公園を活用した環境学習の場づくり	・環境学習の場づくり	継続中
	④ 町有林における森林資源の造成及び緑地の保全	・森林資源の造成及び緑地の保全	継続中
	⑤ 林道の維持管理による森林の保全整備の実施	・森林の保全整備の実施	継続中
	⑥ 奥山雨山自然公園における桜等の保全活用	・桜や紅葉樹の保全や補植の実施	継続中
遊歩道	⑦ 奥山雨山自然公園における自然とふれあう場の整備推進	・ハイキングコースや林道の整備	継続中

3. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するため、パトロールを実施しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池については、活用、処分について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■山間エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
河川	① 河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	② ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

4. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 環境センター・町営斎場については、日常的な点検や計画的な修繕、改修などが実施されています。
- 熊取永楽墓苑については、70区画の増設などニーズに合わせた施設整備が進んでおり、また、指定管理者制度を導入し、隣接施設との一体的かつ効果的な管理運営を行っています。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 供給処理施設

環境センターについては、広域での新ごみ処理施設整備に向けた施設整備基本方針の策定や環境衛生評価等業務など、引き続き各種調査を継続的に進めつつ、関係市町との連携協議を進めます。

斎場については、施設の老朽化が進んでいるため、他市町との連携も考慮しながら斎場補修計画にもとづく計画的な維持補修や改修を行います。

■山間エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
供給処理施設	① 環境センターの広域での新ごみ処理施設整備	・ 施設整備に向けた各種調査の実施 ・ 関係市町との連携協議	継続中
	② 町営斎場の適正な施設管理	・ 設備の日常及び定期点検の実施 ・ 火葬炉の定期的な維持修繕	継続中
	③ 熊取永楽墓苑の適正な施設管理	・ 指定管理者による適正な維持管理を実施	継続中

5. 景観まちづくり

(現状)

- 地区計画制度の運用等による、市街化調整区域固有の自然資源を活かしたまちづくりが検討されています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

奥山両山自然公園をはじめとする豊かな自然環境や、計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

■山間エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市景観 良好な	① 豊かな自然環境による良好な景観資源の保全活用	・ 事業協力者との協働による保全活用の実施	継続中

6. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 山間部地域の災害危険箇所等については、防災マップによる啓発等、また、災害防止という観点からの森林の保全育成の取り組みが進められています。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災体制の整備

大規模災害が発生した際に重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

2. 防災拠点の整備

地域防災拠点（永楽ゆめの森公園）の適正管理に努めます。

■山間エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
災害防止の整備	① 危険個所の周知徹底及び森林の保全育成	・熊取町防災マップ等による啓発	継続中

7. 環境のまちづくり

（現状）

- 不法投棄を未然に防止するため、監視カメラや警告立看板を設置し、パトロールを行っています。

○環境のまちづくりの方針

町の広報誌によるPRやパトロール、監視カメラ、警告立看板の設置などにより不法投棄対策を実施します。

■山間エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	① 不法投棄の防止	・不法投棄に対するパトロールと啓発推進 ・監視カメラ、警告立看板の設置	継続中